

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年11月26日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日</p> <p>(目的) 第1条 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県南中央交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法</p> | <p style="text-align: center;">埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年11月26日 改正 平成24年12月20日</p> <p>(目的) 第1条 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県南中央交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法</p> |

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 埼玉県知事又はその指名する者
 - ② さいたま市長又はその指名する者
 - ③ 鴻巣市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 会長
 - ② 株式会社つばめタクシー 代表取締役
 - ③ 株式会社ツバメタクシー 代表取締役
 - ④ ツルヤ交通株式会社 代表取締役
 - ⑤ 長谷川タクシー有限会社 常務取締役
 - ⑥ 第三交通株式会社 代表取締役
 - ⑦ 埼玉県個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - ① 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者
 - ② 関東旅客自動車交通労働組合連合会埼玉地方連合会を代表する者
 - ③ 交通労連埼玉交通運輸労働組合を代表する者
 - ④ 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① さいたま商工会議所 専務理事
 - ② 鴻巣市商工会 会長
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
 - ② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
 - ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 埼玉県知事又はその指名する者
 - ② さいたま市長又はその指名する者
 - ③ 鴻巣市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 埼玉県タクシー協会 会長
 - ② 株式会社つばめタクシー 代表取締役
 - ③ 株式会社ツバメタクシー 代表取締役
 - ④ ツルヤ交通株式会社 代表取締役
 - ⑤ 長谷川タクシー有限会社 常務取締役
 - ⑥ 第三交通株式会社 代表取締役
 - ⑦ 埼玉県個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - ① 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者
 - ② 関東旅客自動車交通労働組合連合会埼玉地方連合会を代表する者
 - ③ 交通労連埼玉交通運輸労働組合を代表する者
 - ④ 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① さいたま商工会議所 専務理事
 - ② 鴻巣市商工会 会長
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
 - ② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
 - ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計11個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 10 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
 - 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものと

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計11個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 10 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
 - 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものと

するが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

する。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。